金のせは音巻のでは、

がわかるも

構の

いっしま固た

に 税課税明報 では被災証明を ただくもの

明 の

被災し

災証

書 /

▼原状回

等に要

た費

る

ŧ

の

(領収

わ

損失の発生原因

対象となる

資産の範囲等

控除額の計算

または

所得税の軽減額

その他の事項

か保

い詳も

の

) 覧く

じんの

facebook https://www.facebook.com/sembokucity ▶上桧木内出張所 (サポートセンター) ☎ 49-2159

休まで

、(土日お

甲役所田沢湖庁舎脱および祝日は除く)

28

日

①所得税法(雑損控除)

住宅および家財を含む生活に通常必要な資産

(棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要

雑損控除の金額は次の<イ>または<口>の

<イ>損害金額(※2) - 所得金額の 10分の 1

<口>損害金額(※2)のうちの災害関連支出

注:「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、 家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒

壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に

災害等に関連してやむを得ない支出をし

た金額についての領収書を確定申告書に

添付するか、確定申告書を提出する際に

●雑損控除の金額について、その年分の所得

金額から控除しきれない金額がある場合に

は、翌年以後3年間(※3)繰り越して各年分

の所得金額から控除することができます。

災害関連支出のうち、①災害により生じた

土砂などを除去するための支出、②住宅

や家財などの原状回復のための支出(資産

が受けた損害部分を除きます)③住宅や家

財などの損壊・価値の減少を防止するため

の支出については、災害の止んだ日から 1

年以内(大規模な災害の場合等には、災害

の止んだ日から3年以内)に支出したもの

, 舎税

災害、盗難、横領による損失

でない資産(※1)は対象とはなりません)

うちいずれか多い方の金額です。

関連したやむを得ない支出をいいます。

提示する必要があります。

が対象となります(※4)。

所得600万円、夫婦子ども2人の場合で災害による損害がないときの所

得税および復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税およ

び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100

万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円・

300万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

注2 災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円

注1子どもは16歳以上で、そのうち1人が19~22歳の場合です。

の金額-5万円

仙

汇

市

予定としていますが、30年1月号でお知られ

お知らせ

が、災害による税らせします) するらせします) するにい日時は平成の定申告は平成30

②災害減免法

(損害金額(※2)が住宅または家財の価額の2分の

500万円以下

500万円超 750万円以下 2分の1の軽減

750万円超 1,000万円以下 4分の 1の軽減

●原則として損害を受けた年分の所得金

●この措置の適用を受けるためには、確

定申告書等に適用を受ける旨、被害の

状況および損害金額(※2)を記載する必

※1生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個また

※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などに

※3東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失

※4 東日本大震災に関連する①から③までの支出について、

は 1組の価額が 30万円を超える貴金属、書画、骨とう等

よって補填される金額を控除した金額をいいます。

について、その年分の所得金額から控除しきれな

い金額がある場合には、翌年以後5年間になります。

東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむ

を得ない事情により、災害の止んだ日から3年以内にその

支出を行うことができなかった場合には、その事情が止ん

災害減免法適用によ

る所得税および復興

特別所得税の額

140,100円

だ日から3年以内に支出したものも対象とみなされます。

所得税法(雑損控除)

適用による所得税およ

び復興特別所得税の額

217,900円

115,800円

56,600円

額が 1.000万円以下の方に限り適用す

1以上であることが必要となります)

その年分の所得金額

ることができます。

要があります。

をいいます。

指宝額

100万円

200万円

300万円

 $\widetilde{\mathcal{O}}$

軽減を受けるには被災による

年2月

から受付

平成29年分

 σ

(確定申: 詳

けます。 つきま-

算出に くて済

7

事前に 事前に相談を次の日程では

を を受ける

だよう、 う

付のなる

ことから、申告会場でお待たせし損失額を算出することが必要です

災害による損失

住宅および家財

庁

の を

は

7 舎 1

税お

祝務課までおいかけします

課までお越しく けしますが田沢 相談をご希望の

く沢あ

だ湖方

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に

よる雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税法の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことに

よって、所得税の全部または一部を軽減することができます。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

さ

び た 方

(住民税が軽減される場合が、確定申告により所得税およ財・車両について被害を受け29年の豪雨・台風等により住

所得税の軽減額

全額免除

29

確定申告に

よる

所

得

税

の

全

部または

部

ഗ

軽

減

【問合せ】税務課

(田沢湖庁舎)

8

43

わ

れ

た方

^

個人

住民税が

あ

検 カ 井

し戸

ま水

せの

ん水

か質

を

【問合:

Ħ

市民生

角館庁

(舎) 四

A(43)330 消費生活係

0

8

証明書

ていますので、検査をご希望される今年度の実施個所は20戸を予定・水質検査(12項目)を実施します。住まいの方を対象に、飲用井戸水は上水道・簡易水道未整備地区に

ませんので、あらかじめご了承顧 ●検査日/改めてお知らせし ●申込締切/11月21日伙 方は、お早めに申し込みくだ

します。

ださ

・水に

のお

きわれ

るし

あらかじめご了承願い区内の井戸水は対象と

市 公史開跡 |休止につ い敷 て河 【問合せ】 原 田 家 一文化財課 修 理に伴 (角館庁舎)

73

43 3 3

8

公有売財

し産

管財

伭

屋根の修理工事となることから足場のこの度の修理工事は、傷みの激しい期間公開を休止します。これに伴い下記面修理を実施します。これに伴い下記がまるとの後期では、文化財建造物武家屋敷河原田家は、文化財建造物

●休止期間/平成30年3月31日出まで 関係者の皆さまにはご不便をおかけ 関係者の皆さまにはご不便をおかけ いしますが、ご理解のほどよろしくお願 いします。 るた

/平成30年3月31日出まで しくお願いをおかけ

関す は各

ページ・広報等でお知らせります。 確定しましたら※開始日については前後する●情報連携開始想定日/い <u>@</u> 当部署 せくださ 月 13

書類(住民票の写し、課税証明書を申請書等に記入することで、添す。各種手続きの際にマイナンバ定個人情報をやり取りすること

お願いする手続きもあります。各種手でいて、これまでと同様の書類提出を中請書等に記入することで、添付を申請書等に記入することで、添付を明請書等に記入することで、添付を明が軽減されるようになります。各種手続きの際にマイナンバーを明が軽減されるようになります。と)が省略できるなど、手続き時のど)が省略できるなど、手続き時のと)が省略できるなど、手続き時のと)が省略できるなど、手続き時の書類(住民票の写し、課税証明書など、事用のネットワークシステムづき、専用のネットワークシステムであります。各種手を用いて、これまでという。

ど)が

づき、専用のネッ情報連携とは/7

報ナ

連ン

携バ

がI

始制

まりに

まよる

【問合

せ』企画政

策課

田沢湖庁舎)

2

43

を用い



でお知らせします。しましたら再度ホーには前後する可能性があ 日(月) ムあ

3問い合わせくだっ必要書類等につ.

個 人 :

人以上の場合は、 仙 北市

公売物件/日野レインボーによる公売を行います。次の物件について、





故

【問合せ】財政課 申

(田沢湖庁舎) 73 43

係に必要書類を提出. 俭 8時30分~17時ま (郵送不可) し込み/ 月 6 ∪てくださいで財政課管10 で財政課管11 0 日月~10 L

日

名

し込みに必要な書類等

お問合せくださ

▼仙北市田沢湖庁舎 3km・1月16日内 10時 ●入札日時および場所/

※入札時刻に遅れ た場合 は階 、辞退とみなり第3会議室

売金

します

結後7日以内に、落ま契約締結と代金の納入 を加えた金額を納入して結後7日以内に、落札な 額 額に消費が売買契約 くださ

推進月間 間童 で虐す 止

【問合せ】子育て

推進

(西木庁舎)

73

43

2

0

育て に不安や悩 をみつけるる 0た方は次の窓口3方、虐待を受け

にご相談くださいたと思われる子に

る子ど

もを

南児童相談所 秋田 家庭2 ő 🏗 の個人情報は守られ 0120(42)4 近相談電話 2(32)05 (43) 2 2 8 5 0

※ご相談され ご安心くださ た方 れ ます

「いちはやく 知らせる勇気児童虐待防止推進月間標語 つなぐ声



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます 児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

ので、

※一部の IP 電話からはつながりません。※通話料がかかります。

11 広報せんぼく

として計算しました。

注3 損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

《平成29年分による比較例》

Semboku City Public Relations 10